

船舶事故調査報告書

令和6年4月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年6月1日 04時45分ごろ
発生場所	青森県平内町東田沢漁港北北東方沖 東田沢港東防波堤灯台から真方位028° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯41° 01.3′ 東経140° 56.1′）
事故の概要	漁船幸洋丸は、操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸洋丸、3.8トン AM3-31411（漁船登録番号）、個人所有 11.22m（Lr）×2.93m×0.74m、FRP ディーゼル機関、167.00kW、昭和59年6月14日 第212-522号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年11月30日 免許証交付日 令和3年9月30日 （令和9年9月16日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：04時06分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、ほたての引揚げ作業を行う目的で、令和5年6月1日04時00分ごろ、東田沢漁港を出港した。 本船は、04時20分ごろ東田沢漁港北北東方沖に陸岸と平行となるような方向で設置されたほたて養殖施設に到着し、船首を設置方向に沿う北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。 船長及び乗組員は、引揚げ用ロープの先端に取り付けた四爪フックを海中に投げ入れて同フックを水深20m付近に設置された幹縄（長さ約200m）に引っ掛け、巻上機等を使用して海面上に引き揚げた

後、幹繩を左舷舷縁の前部及び後部にそれぞれ取り付けてあるガイドローラに掛けた。

船長は、左舷中央部付近に設置してある巻上機のそばで、舷縁越しに身を乗り出して、‘ほたて籠を幹繩につり下げるための長さ約1.5mのロープ’（以下「つり下げ用ロープ」という。）を解いて、右手に巻き付けた。

船長は、巻上機の後方に立った後、右手に巻き付けたつり下げ用ロープを引き揚げ、同機の溝につり下げ用ロープを掛けて、ほたて籠を巻き上げようとしたところ、04時45分ごろ、回転した状態の巻上機のローラに体が巻き込まれた。

（図1～図2、写真1～写真3 参照）

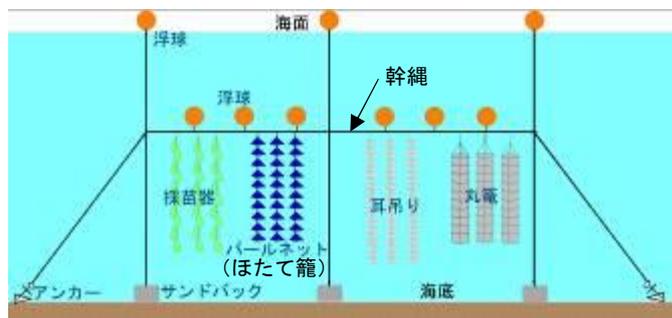


図1 ほたて養殖施設（側面）イメージ図

青森県水産総合研究センター増養殖研究所ウェブサイトより引用して作成



写真1 四爪フック



写真2 本船の状況



つり下げ用ロープを掛ける場所

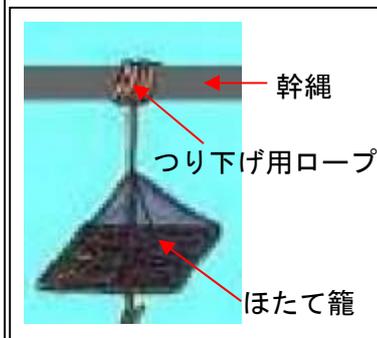


図2
釣り下げ用ロープのイメージ図
北海道八雲町役場ウェブサイト
より引用して作成



写真3
右手に巻き付けた釣り下げ用ロープ
の状況

乗組員は、ふと巻上機の方を見たところ、意識がない状態で甲板上に倒れている船長を発見して本事故の発生に気付き、すぐに巻上機のスイッチを止めた。

本船は、乗組員が操業中の僚船に大声で救助を求め、異変に気付いて駆けつけた僚船にえい航され、東田沢漁港に帰港した。

船長は、所属する漁業協同組合が手配した救急車で青森県青森市内の病院に搬送され、胸椎椎体骨折と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、ほたて養殖漁業に約50年間従事しており、作業効率の維持やふだんからの慣れで、ローラを回転させた状態のまま、つり下げ用ロープを引き揚げる作業を行っていた。

船長は、ほたて籠の重みで、海側に体が引っ張られたのではないかと本事故後に思ったが、どのような体勢で体が巻き込まれたのかについては覚えていなかった。

	<p>乗組員は、本事故時、船首部で水揚げしたほたてをほたて籠から取り出す作業を行っており、本事故の状況を目撃していなかった。</p> <p>本船は、本事故時、波浪などによる船体の動揺はなく、作業を行う上での支障はなかった。</p> <p>本船のローラは、本事故時、不具合や故障はなかった。また、ローラの両端に取り付けられている円形プレート間の長さは約50cm、同プレートの径は約43cmであった。</p> <p>ほたて籠は、8段つりで幹縄につり下げられていて、長さ約5～6m、重さは約20kgであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、東田沢漁港北北東方沖のほたて養殖施設において操業中、船長が、ローラを回転させた状態のまま、右手に巻き付けたつり下げ用ロープを引き揚げようとしたことから、つり下げ用ロープと連結しているほたて籠の重みで、海側に体が引っ張られた際、回転中のローラに体が巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、作業効率の維持やふだんからの慣れがあったことから、ローラを回転させた状態のまま、つり下げ用ロープの引揚げ作業を行っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、東田沢漁港北北東方沖のほたて養殖施設において操業中、船長が、ローラを回転させた状態のまま、右手に巻き付けたつり下げ用ロープを引き揚げようとしたため、つり下げ用ロープと連結しているほたて籠の重みで、海側に体が引っ張られた際、回転中のローラに体が巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、船上で巻上機を使用した作業を行う場合、巻上機に接触して、体や着衣が巻き込まれないよう、安全な立ち位置を確保すること。また、作業の進捗によってはローラの回転を停止しておくなど、十分に注意して作業を行うこと。 ・漁船の船舶所有者は、巻上機に過負荷がかかった際に緊急停止する装置の取付けが可能である場合、同装置を装備することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

